

## 高知競馬場避雷設備整備業務委託プロポーザル募集要領

### 1 事業の概要

#### (1) 事業名

高知競馬場避雷設備整備業務委託

#### (2) 事業の目的

高知県競馬組合（以下「組合」という）が運営する高知競馬場は、以前から敷地への落雷が多く、設置している避雷針により建物への直撃は無いものの走路内大型ビジョンは数回避雷し、ビジョンのみならず、制御用配線を伝って防護デバイス（SPD）をも超えて、関連機器が故障する事案も多くありました。

現在は機器部材の非金属化により被害が減少した部分はあるものの、ナイター照明設備や測位システム設備、監視カメラ設備など運営に欠かせない多くの電子機器を屋外に設置している状況です。近年では誘導雷など非直撃での被害も増大し、落雷による運営への影響が懸念されています。

また、電子機器への被害のみならず、走路にいる人馬及びスタンド周辺の来場客への被害が最重要課題と認識しています。

本件は、従来の誘導型避雷針ではなく、落雷を発生させない落雷抑制装置により競馬場全体を保護することで、安全・安心な競馬開催を行うことを目的としています。

#### (3) 事業内容

別添「高知競馬場避雷設備整備業務委託仕様書」に基づき、次のアからエまでの業務を行います。

##### ア 避雷設備の更新及び新規設置

###### (ア) 既存避雷設備の更新

別添「施設配置図（保護範囲）」に設置済みの既存避雷設備 5 基（スタンド棟 1 基、パトロールタワー 4 基（1 棟に 1 基）を、落雷抑制型避雷設備に更新する。

###### (イ) 新規配置案の作成と避雷設備の新規設置

上記保護範囲のうち、馬場内調整池を除いた部分の95%以上をカバーできる配置案を作成し、落雷抑制型避雷設備を新規設置する。避雷設備新規設置については、可能な限り高知県競馬組合が保有する構造物等へ設置することとし、電柱・ポール等の新規建立数の削減を図ること。

##### イ メンテナンスに関する提案

不具合及び故障発生時の体制、年 1 回以上の定期メンテナンス計画の提案及び設置前後の敷地内及び周辺の落雷データの提出。

##### ウ 担当職員との協議、立会い等

必要に応じて組合の担当職員と協議、報告、立会いを行い、業務を進めること。

##### エ 搬入・設置作業時間について

作業時間は原則として馬場・厩舎地区は午前10時30分から午後6時まで（馬場内からの車両退出時間は午後4時までに）、他の地区（スタンド・事務局棟など）は午前8時30分から午後6時までを見込みます。ただし、週1日の「きゅう舎の休日」は馬場・厩舎地区においても午前8時30分から開始可能とする。

他の工事との調整が必要なため、詳細の日程については、別途担当職員と協議の上、作業時間を決定すること。

#### (4) 委託期間

契約締結日から令和 7 年 3 月 31 日（月）まで

## 2 見積限度額

200,000,000円（消費税及び地方消費税額を含む）

## 3 審査委員会の設置

別途定める高知競馬場避雷設備整備業務委託プロポーザル審査委員会設置要領に基づき、高知競馬場避雷設備整備業務委託プロポーザル審査委員会（以下「審査委員会」といいます。）を設置します。

## 4 契約の相手方の決定方法

提出された企画提案書と参加者のプレゼンテーションの内容を審査する審査委員会を開催します。審査委員会では、あらかじめ定められた審査基準に基づき、厳正かつ公正な審査を行い、随意契約の相手方となる候補者（以下「候補者」といいます。）と次点者を選定します。

なお、委託業務の実施に際して、企画提案の内容をそのまま実施することを約束するものではなく、選定後には、候補者と組合は、企画提案の内容をもとにして、業務の履行に必要な具体の履行条件などの協議と調整（以下「交渉」といいます。）を行うものとします。この交渉が整ったときには、随意契約の手続きに進みますが、7日以内（予定）に交渉が整わない場合は、次点者に選定された者が、改めて組合と交渉を行うこととなります。

## 5 資格要件

### (1) 単独企業による参加

単独企業による参加者の資格要件は次のアからケまでのとおりとする。

ア 高知県の令和6年度から令和8年度までの「競争入札参加資格者登録名簿（物品購入等関係）」に登録されている又は契約締結時までに登録が予定されている者。

イ 高知県の「令和6・7年度建設工事県内指名名簿（県内業者）」の「電気工事A等級」に登録されている者。

ウ 高知県内に主たる営業所を有する者。

エ 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4の規定に該当しない者。

オ 破産法（平成16年法律第75号）に基づく破産手続開始の申立て、会社更生法（平成14年法律第154号）に基づく会社更生手続開始の申立て、特定債務等の調整の促進のための特定調停に関する法律（平成11年法律第158号）に基づく特定債務等の調整に係る調停の申立て又は民事再生法（平成11年法律第225号）に基づく再生手続開始の申立てのいずれも行っていない者であること。その手続を行った者にあつては、その手続開始後に高知県知事が別に定める手続により参加資格の再認定を受けている者。

カ 参加申込時点で、高知県物品購入等関係指名停止要領及び高知県建設工事指名停止措置要領及び指名回避措置基準要領に基づき指名停止等の措置を受けていない者。

キ 高知県の事務及び事業における暴力団の排除に関する規程（平成23年3月高知県訓令第1号）に基づく入札参加資格停止措置を受けていないこと又は同規程第2条第2項第5号に掲げる排除措置対象者に該当しない者。

ク 本店及び高知県内に所在する営業所等が都道府県税を滞納していないこと。

ケ 本店及び高知県内に所在する営業所等が消費税及び地方消費税を滞納していないこと。

(2) 共同企業体による参加

共同企業体による参加者の資格要件は次のアからキまでのとおりとします。

ア 共同企業体の各構成員が(1)のエからケまでの要件の全てを満たし、共同企業体の各構成員のうち1者以上が(1)のアからウの要件を満たすこと。

イ 構成員間で、高知県建設工事共同企業体取扱要領（平成16年4月28日付け16高建管第67号土木部長通知）別記様式に準じた共同企業体協定書を締結していること。

ウ 共同企業体の構成員の数は、原則として2者又は3者とする。この場合において、共同企業体の構成員のうち1者以上は県内企業（高知県内に主たる営業所を有する者）とすること。

エ 共同企業体は次の役割を全て担うものとし、各役割を分担する。なお、構成員は複数の役割を兼務することができ、その他必要な役割を置くことができる。

(ア) 事業役割

組合への参加申込み、それ以降の提出書類作成、契約等に関する諸手続、事業計画書の作成等の事業全般のとり纏めを行う。

(イ) 施工役割

共同事業体の提案に基づいて行う、高知県競馬組合施設への避雷設備導入に伴う調査、改修工事の設計・施工等に係る業務を行う。

(ウ) 維持管理役割

導入した避雷設備の維持管理及び修理を行う。

(エ) その他役割

上記(ア)から(ウ)のほか、必要な役割を担う。

オ 共同企業体を構成する構成員のうち、高知県の「令和6・7年度建設工事県内指名名簿（県内業者）」の「電気工事A等級」に登録されている者が代表構成員として、組合との連絡窓口及び事業遂行の責を負うこと。

カ 出資割合は、各構成員が共同企業体として施工する工事に関与する割合に応じて定め、各構成員の施工能力を反映した適正なものとし、このうち代表構成員の出資比率は、構成員中最大又は同等とすること。また、構成員のうち、最小の出資者の出資比率は、次の(ア)及び(イ)に掲げる共同企業体の構成員数の区分に応じ、それぞれ次に掲げる割合以上とすること。

(ア) 2者 30%

(イ) 3者 20%

キ 各構成員は、同時に2以上の共同企業体の構成員となること又は単独での参加はできないこと。

6 説明会

開催しない。

7 質疑と回答

質疑は、令和6年8月22日(木)17時までに別紙2により郵送（書留郵便又は配達証明に限る。）又は電子メール（送信先アドレス：mf@keiba.or.jp）で受け付けます。電子メールによる場合は、必ず電話（088-841-5123）により着信を確認してください。質疑と回答の内容は、令和6年8月27日(火)までに高知競馬公式ホームページ（<http://www.keiba.or.jp/>）に掲載します

8 参加申込及び資格要件の確認

プロポーザルの参加を予定している者から、プロポーザル参加申込書（別紙3）及び法人概要書（別紙4）に資格要件の確認書類を添えて申込を受け付けます。申

込に当たって必要な提出書類、提出期限等、資格要件の確認及び資格要件が満たなかった者に対する理由説明は次の(1)から(4)までのとおりとします。

(1) 提出書類

- ア プロポーザル参加申込書（別紙3）
- イ 法人概要書（別紙4）（共同企業体による参加の場合にあつては、構成員全員分）
- ウ 法人の納税証明書（共同企業体による参加の場合にあつては、構成員全員分）
- エ 法人の消費税及び地方消費税の納税証明書（共同企業体による参加の場合にあつては、構成員全員分）
- オ 共同企業体による参加の場合にあつては、5の(2)のイに規定する共同企業体協定書

(2) 提出期限等

- ア 提出方法  
郵送（書留郵便又は配達証明に限りませう。）
- イ 提出期限  
令和6年8月28日(水)17時（必着）
- ウ 提出先  
〒781-0271 高知県高知市長浜宮田2000番地  
高知県競馬組合事務局管理課  
担当者 課長補佐 松本 悦典  
電話 088-841-5123

(3) 資格要件の確認

提出先の事務局管理課において、提出のあつた参加申込書と関係書類を確認します。申込者の資格要件の確認が完了したら、確認結果を令和6年8月30日(金)までに申込者へ電子メールにて通知します。

(4) 資格要件が満たなかった者に対する理由説明

- ア 参加申込書を提出した者のうち資格要件が満たなかった者に対しては、満たなかった旨及び満たなかった理由を書面により通知します。通知を受けた者は、通知をした日の翌日から起算して5日（土曜日、日曜日及び祝日を除く。）以内に、書面により管理者に対して資格要件を満たさなかつたことについての説明を求めることができます。
- イ 管理者は、説明を求められたときは、説明を求めることができる最終日の翌日から起算して3日（土曜日、日曜日及び祝日を除く。）以内に書面により回答します。

9 企画提案書の作成

別途定める高知競馬場避雷設備整備業務委託プロポーザルに関する企画提案書作成要領のとおり。

10 審査

別途定める高知競馬場避雷設備整備業務委託プロポーザル審査要領のとおり。

11 審査結果

審査結果は、令和6年9月27日(金)までに、全ての参加者に文書で通知します。なお、審査結果は開示請求があつた場合には開示の対象となります。

## 12 日程

日程	内容
令和6年8月8日(木)	募集要領の公示 敷地内調査申込開始（調査の申込みは下記14参照）
令和6年8月22日(木)	質疑書提出締切
令和6年8月27日(火)	質疑書への回答期限
令和6年8月28日(水)	参加申込書提出締切 敷地内調査締切
令和6年8月30日(金)	参加資格要件確認通知
令和6年9月13日(金)	企画提案書提出締切
令和6年9月中旬～下旬	審査委員会（プレゼンテーション）
令和6年9月27日(金)まで	審査結果通知
令和6年10月上旬	契約締結
令和6年10月中旬	着工
令和7年3月31日(月)	検査、引渡し

## 13 提出書類の取扱い

- (1) 提出された書類は返却しません。
- (2) 提出された書類は、必要に応じ複写します（組合内及び審査委員会での使用に限ります。）。
- (3) 提出された企画提案書は、開示請求があった場合には対象文書として原則開示することになります。なお、事業を営む上で、競争上又は事業運営上の地位その他正当な利益を害すると認められる情報は、高知県情報公開条例（平成2年高知県条例第1号）第6条第1項第3号の規定を参考に非開示となりますことから、提出書類の該当部分と非開示とする具体的な理由を別紙5により提出してください。ただし、開示・非開示の判断は別紙5に基づき行うものではなく、別紙5を参考に同条例を参考に組合が客観的に判断するものとします。
- (4) 契約者以外の企画提案の内容については、参加者の承諾なしに利用することはありません。

## 14 お問合せ先・敷地内調査申込み先

高知県競馬組合事務局管理課 課長補佐 松本 悦典

住所：〒781-0271 高知県高知市長浜宮田2000番地

電話：088-841-5123

電子メール：mf@keiba.or.jp

敷地内調査：敷地内調査申込書（別紙1）を上記メールアドレスへ送付してください。組合担当者との日程調整後、調査入場を許可します。

## 15 その他

- (1) 参加申し込み後に辞退する場合は、辞退理由等を記載した辞退届（様式自由）を提出してください。なお、辞退することによって、今後の組合との契約等について不利益な取扱いをするものではありません。
- (2) 企画提案に要する全ての費用は参加者の負担とします。
- (3) 次のアからウまでに該当した場合、参加者は失格になる場合があります。
  - ア 提出書類に不備があった場合又は指示した事項に違反した場合
  - イ 審査委員、組合職員又は当該プロポーザル関係者に対して、当該プロポーザ

ルに関わる不正な接触の事実が認められた場合  
ウ プロポーザルの手続きの過程で、高知県の事務及び事業における暴力団の排除に関する規程第2条第2項第5号に掲げる排除措置対象者に該当することが判明した場合